

大阪のものづくりプロモーションのための匠ロゴの使用に関する要領

(目的)

第1条

この要領は、大阪府（以下「府」という。）が商標権等を有する匠ロゴ（以下「本ロゴマーク」という）を適正かつ効果的に活用することにより、府内ものづくり中小企業の振興を図るため、本ロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

匠企業とは、(1)かつ(2)を満たす企業とする。

- (1) 「大阪ものづくり優良企業賞」の受賞企業、または「大阪の元気！ものづくり企業」冊子に掲載された企業
- (2) 府内に本社を有する中小企業者（※1）。ただし、出資構成において、大企業の子会社は除く。

（※1）中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者とする。

(著作権等)

第3条

本ロゴマークは、別記に掲げるものとする。

- 2 本ロゴマークの著作権は大阪府が所有する。
- 3 本ロゴマークは、無断で使用してはならない。
- 4 本ロゴマークと誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用、または商標登録の出願をしてはならない。

(使用目的)

第4条

本ロゴマークは、大阪産業の強みである「ものづくり企業」の厚い集積と高い技術水準を国内外に広くプロモーションし、府内ものづくり企業の販路開拓につなげていくために使用する。

(使用者)

第5条

大阪府知事（以下「知事」という。）は、前条の目的を達成するため、下記に該当する者（以下「使用者」という。）に対して本ロゴマークの使用を認める。

- (1) 匠企業
- (2) 「ものづくりB2Bネットワーク」に参加している金融機関等
- (3) 府内市町村及び支援機関等

(使用承認)

第6条

本ロゴマークの使用を希望する者は、「匠企業ロゴマーク使用申請フォーム（以下「申請フォーム」という）より知事あて申請し、承認を受けなければ使用することができない。

2 知事は、申請フォームの内容を審査の上、適当であると認められる場合は、これを承認するものとする。ただし、知事は使用承認に際し、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

3 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡することはできない。

（使用料金及び期間）

第7条

本ロゴマークは無償で使用できるものとし、使用期間は特に定めないものとする。

（使用承認申請の省略）

第8条

国、地方公共団体が本ロゴマークの使用目的に沿った普及活動を行う場合は、第6条の規定による手続きを省略し、使用することができるものとする。

2 前項の規定により使用する場合においては、あらかじめ知事あてに連絡をしなければならない。

（使用用途）

第9条

知事は、使用者に対して、次の用途に限って本ロゴマークの使用を認める。ただし、使用者の商品等に対する使用はこれを認めない。

- (1) 使用者の社内又は展示商談会等におけるブース等への掲出
- (2) パンフレット、リーフレット等の広報物や名刺等の紙媒体への掲載
- (3) ウェブサイト、動画等の広報用映像等への掲載
- (4) 見積書への貼付等、業務上使用する各社定型用紙（紙媒体）への掲載

（調査及び報告）

第10条

知事は、使用者に対して、本ロゴマークの用途及び使用状況について報告を求めることができる。

（使用制限）

第11条

知事は、以下の項目に該当する場合、使用者に対して本ロゴマークの使用を制限、または使用中止を求めることができる。

- (1) この要領により認められた使用者の要件に該当しなくなった場合。
- (2) この要領により認められた用途以外に使用した場合。

（苦情等の処理）

第12条

使用者は、本ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をも

って適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わない。

(その他)

第 13 条

その他、本ロゴマークの適正な使用に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 8 日から施行する。

別 記

1 デザイン、縦・横の比率及び配色

(1) 「大阪の元気！ものづくり企業」冊子に掲載された企業

① 基本デザイン／カラー



大阪の元気！ものづくり企業

② 基本デザイン／モノクロ



大阪の元気！ものづくり企業

③ 名刺用・和文
／カラー



大阪の元気！
ものづくり企業

④ 名刺用・英文
／カラー



Excellent Company
of OSAKA

⑤ 名刺用・和文
／モノクロ



大阪の元気！
ものづくり企業

⑥ 名刺用・英文
／モノクロ



Excellent Company
of OSAKA

(2) 令和7(2025)年度以降の「大阪ものづくり優良企業賞」の受賞企業

① 基本デザイン／カラー



(参考) 令和7(2025)年度受賞企業用

② 基本デザイン／モノクロ



(参考) 令和7(2025)年度受賞企業用

2 使用上の注意

- (1) 上記のデザインは各々一体のものであり、文字を含め一体として使用すること。
- (2) 縦・横の比率、配色、書体等を改変しないこと。
- (3) 通常の用途には、上記①又は②のデザインを使用するものとする。ただし、前項1号において名刺等の狭小な場所に使用する場合のみ、③から⑥のデザインを使用すること。